

青森県後期高齢者医療広域連合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年 二月十七日

青森県後期高齢者医療広域連合長

西 秀 記

青森県後期高齢者医療広域連合規則第二号

青森県後期高齢者医療広域連合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第一条 青森県後期高齢者医療広域連合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項第一号中「百分の百二十二以上百分の二百五」を「百分の百三十・五以上百分の三百三十」に改め、同項第二号中「百分の百十・五以上百分の百二十二」を「百分の百十九以上百分の百三十・五」に改め、同項第三号中「百分の九十九・五」を「百分の百七」に改め、同項第四号中「百分の九十一」を「百分の九十八・五」に改める。

第二十二条第一項第一号及び第二号中「百分の五十」を「百分の五十二・五」に改め、同項第三号中「百分の四十八」を「百分の五十・五」に改める。

第二条 青森県後期高齢者医療広域連合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項第一号中「百分の百三十・五以上百分の三百三十」を「百分の百二十六・二五以上百分の三百十八・七五」に改め、同項第二号中「百分の百十九以上百分の百三十・五」を「百分の百十四・七五以上百分の百二十六・二五」に改め、同項第三号中「百分の百七」を「百分の百三・二五」に改め、同項第四号中「百分の九十八・五」を「百分の九十四・七五」に改める。

第二十二条第一項第一号及び第二号中「百分の五十二・五」を「百分の五十一・二五」に改め、同項第三号中「百分の五十・五」を「百分の四十九・二五」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の青森県後期高齢者医療広域連合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、令和七年十二月一日から適用する。